

様式4（行政手続条例適用：個票番号901）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	義務違反者への過料
根拠法令名	厚岸町公共下水道条例(平成8年厚岸町条例第16号)
根拠条項	第35条
根拠条文	次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者 (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の工事を行って第7条第1項の規定による届出を行わなかった者 (4) 第10条又は第11条の規定に違反した使用者 (5) 第13条の規定による届出を怠った者 (6) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第22条に規定する命令に違反した者 (8) 第27条第2項の規定による指示に従わなかった者 (9) 第5条第1項、第23条の規定による申請書又は図書、第5条第2項本文、第8条、第13条の規定による届出書、第17条の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
処分基準の内容	上記根拠条文のとおり 厚岸町公共下水道条例第35条各号のいずれかに該当するものに、過料を処す。
所管部署	水道課業務係・下水道施設係
備考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）により公共下水道を使用する場合についても、この処分基準を適用する。

【 参 考 】

○厚岸町公共下水道条例

平成8年6月25日

条例第16号

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を町長に届け出ることをもって足りる。

3 町長は、第1項の確認を受けようとする者が、排水設備設置義務者以外の者であるときは、排水設備設置義務者が新設等を承諾したものについて、これを確認するものとする。

(排水設備等の設計及び工事の実施)

第6条 排水設備等の設計及び工事は、町長が指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ、これを行ってはならない。

2 指定工事店は、第5条第1項又は第2項の規定により確認を受けた書類に基づき工事を行わなければならない。

3 第1項に規定する指定工事店の登録等に関しては、町長が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事の完成した日から7日以内にその旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(使用開始等の届出)

第8条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。使用者の変更があつた場合も、同様とする。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に掲げる基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、一日当りの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには適用しない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第10条の2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を接続して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしてしなければならない。ただし、一日当りの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには適用しない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例によ

り、当該公共下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。

- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に掲げる基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準による排水基準が適用される時。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準による排水基準が適用される時。

（除害施設の設置等の届出）

第13条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届けなければならない。届け出た事項を変更しようとする時にも、同様とする。

（使用料算定の特例）

第17条 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前条の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載事項の内容を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定し、使用料を算定する。

（資料の提出）

第19条 町長は、使用料を算定するために、必要な限度において使用者から資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第22条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若

しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第23条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は別に定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(原状回復)

第27条 第25条の規定に基づく占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときは、この限りでない。

2 町長は、第25条の規定に基づく占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

様式4 (行政手続条例適用：個票番号902)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	下水道使用料等不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例(平成8年厚岸町条例第16号)
根 拠 条 項	第36条
根 拠 条 文	詐欺その他不正の行為により、使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 詐欺その他不正の行為により、使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を処す。
所 管 部 署	水道課業務係・下水道施設係
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱(平成8年訓令第22号)により公共下水道を使用する場合についても、この処分基準を適用する。

【 参 考 】

○厚岸町公共下水道条例

平成8年6月25日

条例第16号

(使用料の額の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表1に定めるところにより算出した額(その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

2 使用料の算定日は、厚岸町水道事業給水条例(平成10年厚岸町条例第22号。以下「給水条例」という。)第25条の規定を準用する。

3 前項の場合において月の途中で公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの使用料は、次に掲げるところによる。

(1) 使用日数が15日以下の場合は、基本料金の2分の1とする。

(2) 使用日数が15日を超える場合は、1月として算定した額とする。

(占用料の徴収)

第26条 町長は、前条の占用許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) 国及び地方公共団体に係る占用物件

2 前項の占用料の額及び徴収は、厚岸町道路占用料徴収条例(昭和63年厚岸町条例第16号)の規定を準用する。

(手数料の徴収)

第31条 町長は、第28条に規定する申請をした者から、別表2により算出した手数料の額(その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)を徴収する。

2 前項の手数料は、前納しなければならない。ただし、やむを得ないときは、後納とすることができる。

様式4（行政手続条例適用：個票番号903）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等指定工事店指定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）
根 拠 条 項	第11条第2項
根 拠 条 文	<p>町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は3月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 下水道に関する法令、条例又は規則に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適當と認めたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則第11条第2項各号のいずれかに該当するものに対して指定工事店の取消し、又は3月を超えない範囲内において指定の効力を停止することを行う。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号904）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備工事責任技術者登録の取消し等
根拠法令名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）
根拠条項	第20条
根拠条文	<p>町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は3月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があったとき。</p> <p>(3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が責任技術者として不相当と認めたとき。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則第20条各号のいずれかに該当する者に対して責任技術者登録の取消し、又は3月を超えない範囲内において登録の効力を停止することを行う。</p>
所管部署	水道課業務係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号905）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	水洗化等改造工事資金貸付の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例(平成8年厚岸町条例第18号)
根 拠 条 項	第12条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付を取消し、又は貸付金を減額することができる。ただし、第4号の規定に係る場合において債務の履行又は、債務の承継が確認されるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 貸付の決定を受けてから正当な理由がなく、定められた期間内に工事が完成しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請、その他不正行為により貸付を受けたとき。</p> <p>(3) 改造工事を行おうとする住宅が火災、その他の災害で滅失したとき。</p> <p>(4) 借受者が改造工事に係る住宅の所有者又は使用者でなくなったとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 町長は第10条の規定による検査の結果、第7条又は第8条の規定に適合していないときは、工事の修補を命じ又は、減額することができる</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例第12条各号のいずれかに該当した者に対する、貸付の決定の取消し又は貸付金の減額を行う。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第8条に規定する助成についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。

様式4（行政手続条例適用：個票番号906）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	水洗化等改造工事補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則 (平成8年厚岸町規則第36号)
根 拠 条 項	第10条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助を取消し、又は補助金を減額することができるものとする。ただし、第4号の規定に係る場合において債務の履行又は債務の承継が確認されるときはこの限りでない。</p> <p>(1) 補助の決定を受けてから正当な理由がなく、定められた期間内に工事が完成しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請、その他不正行為により補助の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 改造工事を行おうとする住宅が火災、その他の災害で滅失したとき。</p> <p>(4) 補助決定者が改造工事にかかる住宅の所有者又は使用者でなくなったとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この規則に違反したとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則第10条各号のいずれかに該当した補助決定者に対し、補助の取消し又は補助金の減額を行う。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第8条に規定する助成についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。

様式4 (行政手続条例適用：個票番号907)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	合併処理浄化槽設置費補助金交付決定の取り消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則 (平成26年規則第13号)
根 拠 条 項	第15条第1項
根 拠 条 文	<p>第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為があったとき。</p> <p>(3) 完了した工事が申請内容と著しく相違するとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則第15条各号のいずれかに該当する者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号908）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	給水装置の基準違反に対する措置
根拠法令名	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）
根拠条項	第32条
根拠条文	<p>町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>水の供給を受ける者の給水装置が、構造及び材質の基準に適合していないときや、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p>
所管部署	水道課業務係、水道施設係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号909)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	給水の停止
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例 (平成10年厚岸町条例第22号)
根 拠 条 項	第33条
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町水道事業給水条例第33条各号のいずれかに該当する水道利用者に対し、理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第13条に規定する給水契約の申込みをしないで水道を使用しているとき、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号910）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	水道料金等不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）
根 拠 条 項	第36条
根 拠 条 文	詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を処す。
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号911）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	給水装置工事補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町給水装置工事補助金交付規則（平成9年規則第41号）
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	<p>第10条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、第3号に係る場合において、債務の履行又は債務の継承が確認されるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、定められた期間内に工事が完成しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。</p> <p>(3) 給水工事の完成前に第3条に規定する補助対象者でなくなったとき。</p> <p>(4) その他補助することが不相当と認める事実があったとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町給水装置工事補助金交付規則第10条各号のいずれかに該当する者に対し、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号912)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則 (平成9年規則第42号)
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	<p>第10条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は前条の規定による決定を取り消し、既に交付された補助金にあってはその全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、定められた期間内に工事が完成しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。</p> <p>(3) 次条の規定に違反したとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則第10条各号のいずれかに該当する者に対し、補助金交付の決定を取り消し、既に交付された補助金にあってはその全部若しくは一部を返還させる。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号913)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	給水装置の基準違反に対する措置
根拠法令名	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）
根拠条項	第32条
根拠条文	<p>町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第7条第3項の規定に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、第5条第1項に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>水の供給を受ける者の給水装置が、構造及び材質の基準に適合していないときや、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p>
所管部署	水道課業務係、水道施設係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号914)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	給水の停止
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成10年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第33条
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町農業用水道給水条例第33条各号のいずれかに該当する水道利用者に対し、理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第13条に規定する給水契約の申込みをしないで水道を使用しているとき、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号915）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	水道料金等不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）
根 拠 条 項	第36条
根 拠 条 文	詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を処す。
所 管 部 署	水道課業務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号916)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 2日作成

処 分 名	給水装置の切離し
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例 (平成10年厚岸町条例第22号)
根 拠 条 項	第34条
根 拠 条 文	<p>第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。</p> <p>(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水道課水道施設係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号917)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	義務違反者への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例 (平成10年厚岸町条例第22号)
根 拠 条 項	第35条
根 拠 条 文	<p>第35条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水道課水道施設係、業務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号918)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 2日作成

処 分 名	給水装置の切離し
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成10年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第34条
根 拠 条 文	<p>第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。</p> <p>(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水道課水道施設係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号919)

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	義務違反者への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成10年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第35条
根 拠 条 文	<p>第35条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	水道課水道施設係、業務係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号920）

不利益処分に係る処分基準

平成29年10月10日作成

処 分 名	排除の停止又は制限
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例(平成8年厚岸町条例第16号)
根 拠 条 項	第14条
根 拠 条 文	<p>町長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上必要があると認めるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町公共下水道条例第14条各号のいずれかに該当する使用者からの、公共下水道への排除を停止させ、又は制限することができる。</p>
所 管 部 署	水道課下水道施設係
備 考	<p>排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）により公共下水道を使用する場合についても、この処分基準を適用する。</p>